

子牛公正取引条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第八号

子牛公正取引条例施行規則を廃止する規則

子牛公正取引条例施行規則（昭和二十三年広島県規則第三十二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。